

阿智村・清内路村任意合併協議会規約

(設置及び目的)

第1条 阿智村・清内路村(以下「2村」という。)は、合併の調査研究を行うとともに調整を図りながら基本的問題等について協議するため、阿智村・清内路村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新村将来構想に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第3条 協議会の事務所は、阿智村役場内に置く。

(組織)

第4条 次の委員をもって組織する。

- (1) 2村の長2名
- (2) 2村の正副議会議長4名
- (3) 2村の副村長又は統括参事2名
- (4) 2村の住民代表6名

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 会長は阿智村長、副会長は清内路村長とする。

3 監事は、2村の議長とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、協議会に諮って、会議を非公開とすることができる。

5 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて2村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(附属機関)

第9条 協議会は、特定事項を調査するため附属機関を設置することができる。

2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、2村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は平成20年2月13日から施行する。

別表(第4条関係)

職名	阿智村	清内路村
村 長	岡 庭 一 雄	櫻 井 久 江
議 会 代 表	小 笠 原 啓 次	原 登 美 彦
	増 田 勝 彦	原 利 正
副村長・統括参事	佐 々 木 幸 仁	野 村 健 司
住 民 代 表	原 旦 頼	櫻 井 弘 志
	田 中 三 男	原 和 信
	高 間 む つ み	小 池 か お り